

政令第 号

水先法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。
水先法施行令（昭和三十九年政令第三百五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「同表の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第十二条の規定により国土交通省令で定める航路の区域（以下「関門港航路区域」という。）」を「関門特例区域（同表の関門区の区域のうち港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第五条第一項の規定により国土交通省令で定める区域であつて国土交通省令で定めるものを除いた区域をいう。以下同じ。）」に、「船舶であつて原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載しているもの」を「危険物積載船（原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶をいう。以下同じ。）」に、「関門港航路区域にあつては」を「関門特例区域にあつては」に、「及び総トン数一万トン未満の船舶」を「並びに総トン数三千トン以上一万トン未満の船舶及び総トン数三千トン未満の危険物積載船」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

強制水先の適用区域である関門区における港湾施設の整備の進展等に伴い、同区において水先人を乗り込ませなければならぬ船舶の範囲を改める等の必要があるからである。